

下水道供用開始のお知らせ

☎ 上下水道課 ☎ 27-0179

町では皆さまのご協力のもと、公共下水道の整備を進めております。令和6年3月31日から図中の着色した区域が供用開始（公共下水道の使用が可能）となりました。

供用開始になった区域にお住まいの方は

単独浄化槽（台所や風呂場、洗濯等から出る汚水を道路の側溝等に流している）を使用されているご家庭は遅滞なく（概ね供用開始の告示から3年以内）下水道に接続しなければなりません。

（下水道法第10条第1項、神戸町下水道条例第5条）

汲み取り式トイレを使用されているご家庭は、供用開始の告示から3年以内に水洗式トイレに改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）

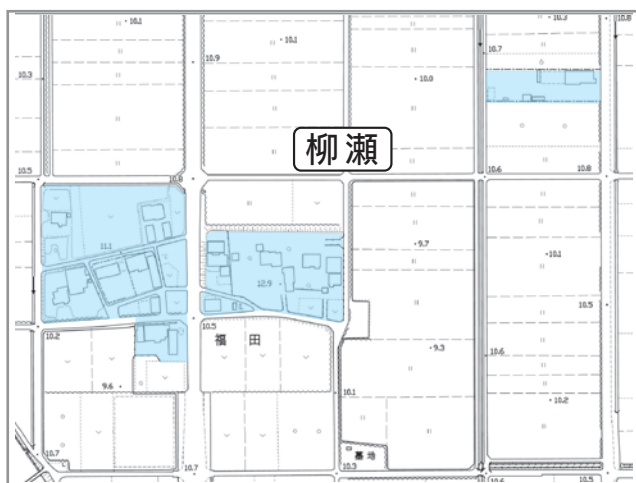
供用開始区域にお住まいの方は、下水道の重要性をご理解いただき、すみやかに下水道への接続工事を実施していただきますようお願いいたします。

供用開始となる区域
前田・加納・柳瀬の一部

加入促進制度をご活用ください

町では、下水道への接続工事にかかる費用を少しでも軽減するため、加入促進制度を設けております。詳細については上下水道課へお問い合わせください。また、下記区域の方を対象に開催予定の下水道加入説明会でもご説明させていただきます。予定です。

供用開始区域図



下水道事業は公営企業会計に移行しました

町下水道事業の長期的に安定した運営のため、令和6年4月1日より、これまでの「官庁会計」から、地方公営企業法の一部（財務規程等）を適用した「公営企業会計」へ移行しました。

なお、地方公営企業法の適用は主に会計方法の変更であり、下水道使用料、受益者負担金などの納付方法についてはこれまでと変更ありません。

※公営企業会計移行に伴い、これまでのインボイス制度における適格請求書発行事業者登録番号が4月より変更されます。新しい番号は、5月以降に広報、町HPでお知らせいたします。